



長野県報

1月19日(木)
平成24年
(2012年)
第2336号

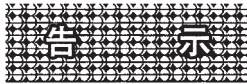
目次

告示

| | |
|---|---|
| 小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱の一部改正(こども・家庭課)..... | 1 |
| 保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)..... | 1 |
| 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課)..... | 2 |
| 長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課)..... | 2 |
| 長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出(会計課)..... | 3 |
| 広域連合長から申請のあった規約の変更の許可(市町村課)..... | 3 |

公告

| | |
|--------------------------------------|---|
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課)..... | 3 |
| 特定調達契約に係る一般競争入札(管財課)..... | 3 |
| 宅地建物取引業法に基づく業務の全部の停止(2件)(建築指導課)..... | 4 |
| 建築基準法に基づく監督命令(建築指導課)..... | 5 |
| 建築基準法に基づく処分(建築指導課)..... | 5 |
| 一般競争入札(道路管理課)..... | 6 |
| 水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(企業局)..... | 6 |
| 土地収用法施行令に基づく公示送達(企画課土地対策室)..... | 7 |
| 一般競争入札(砂防課)..... | 7 |



告示

長野県告示第51号

小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和50年長野県告示第214号)の一部を次のように改正し、平成24年1月1日から適用します。

平成24年1月19日

長野県知事 阿部守一

別表第1の備考2中「」の規定を「」の規定並びに「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」(平成23年7月15日付け雇発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に改める。

こども・家庭課

長野県告示第52号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成24年1月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
大町市社字中洞354の14、字みこし1172の4から1172の10まで、1172の25、1172の30から1172の32まで、1172の48、1172の49、1172の80、1172の83、1172の96、1172の103、1172のイの1、1172のイの5、1172のイの8、1172のイの12から1172のイの15まで、1172のイの17から1172のイの21まで、1172のイの23から1172のイの25まで、1172のイの28から1172のイの33まで、1172のイの88、字本入1173の1から1173の3まで、1173の5、1173の9、1173のイの16から1173のイの30まで、1173のイの34から1173のイの47まで、1173のイの64から1173のイの66まで、1173のイの68から1173のイの74まで、1173のイの79から1173のイの82まで、1173のイの85から1173のイの100まで、1173のイの101から1173のイの105まで(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、1173のイの106から1173のイの109まで、1173のイの111から1173のイの128まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第53号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年1月19日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡谷市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
岡谷市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第54号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年1月19日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡谷市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第55号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年1月19日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡売木村(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び売木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第56号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成23年12月28日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成24年1月19日

長野県知事 阿部 守一

| 売りさばき人の氏名(名称) | 住所 | 売りさばき場所 |
|----------------------|------------|------------------------------------|
| 信州うえだ農業協同組合 上田西支所 | 上田市吉田305番地 | 上田市吉田305番地 信州うえだ農業協同組合 上田西支所 |

会計課

長野県告示第57号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成23年12月22日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成24年1月19日

長野県知事 阿部 守一

| | 売りさばき人の氏名(名称) | 住所 | 売りさばき場所 |
|---|---------------|--------------|------------------------------|
| 新 | (有)コウヨウアイランド | 松本市征矢野1-6-1 | 松本市征矢野1-6-1 ローソン松本征矢野一丁目店 |
| 旧 | | 松本市征矢野1-2-17 | 松本市征矢野1-2-17 ローソン松本征矢野店 |

会計課

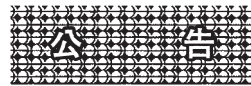
長野県下伊那地方事務所告示第1号

南信州広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成23年12月26日付けで許可しました。

平成24年1月19日

長野県下伊那地方事務所長 久保田 篤

市町村課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年1月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年1月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人なごみ
- 3 代表者の氏名
小嶋 小百合
- 4 主たる事務所の所在地
長野市川中島町原769番地12
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者を中心とする地域の人々に対して、家庭的な雰囲気の下、尊厳をもち、地域の方々と共に関わりあいながら生活していく為のよりどころとなれるような居場所作りを行う事業等により、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年1月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
長野県庁舎等清掃作業
 - (2) 役務の特質
長野県庁舎(本館、議会棟、西庁舎、東庁舎、妻科庁舎及び仮設庁舎をいう。以下同じ。)及びその構内の清掃作業
 - (3) 履行期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
 - (4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁舎及びその構内
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格